

No.	項目	修正箇所	改修後の画面等
1. 情報提供システム			
1-1	終身賃貸事業者の事業の認可等	<p>終身賃貸事業者の事業の認可等における「法第 52 条第 1 項」の項目について表示内容が変更されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当住宅が認可を受けている 2. 該当住宅は認可を受けていないが、同一の法人で運営されている別住宅が同一区域内に存在する <p>上記の場合、法第 52 条第 1 項は「認可を受けている」と表示されます。それ以外の場合については「認可を受けていない」と表示されます。</p> <p>（同一区域とは、終身賃貸事業を行おうとする都道府県、又は指定都市若しくは中核市のことを指します。また、2 の判定は法人番号が登録された住宅のみに適用されます。）</p> <p>法第 57 条第 2 項の届出の有無によって「入居者の資格」の高齢者・同居者に関する説明文が対応した内容に切り替わります。</p>	<p>※情報提供システム</p> 